

北朝鮮の弾道ミサイル発射に対する非難決議

去る7月2日、北朝鮮が弾道ミサイル4発を発射し、さらに4日には7発の弾道ミサイルが発射されている。

こうした弾道ミサイルの発射は、これまでの国連安全保障理事会決議に明確に違反するものであり、北東アジアの不安定化を招くなど国際社会の平和と安全に対する重大な挑戦である。

国際社会の強い意思にもかかわらず、これを拒絶し核実験や弾道ミサイルの発射を繰り返す北朝鮮の姿勢は、我が国の安全保障に対する重大な脅威であるとともに、国際社会の平和を希求する思いを踏みにじるものであり、断じて容認し難いものである。

よって、本県議会は、今回の北朝鮮の弾道ミサイル発射はもとより、北朝鮮による度重なる国際社会の平和と安全に対する重大な挑戦に対し、強い非難の意思を改めて表明するものである。

また、政府においては、国及び国民の安全に万全を期すとともに、国際社会との連携を図り、北朝鮮に対し断固とした対応をとられるよう強く要請する。

以上、決議する。

平成21年7月8日

徳 島 県 議 会